

用語の説明

●IAEA 追加議定書

国際原子力機関（IAEA）と保障措置協定締結国との間で追加的に締結される議定書のこと、既存の保障措置よりも強化された措置が盛り込まれている。原子力施設内の全ての建物や活動が IAEA に対する申告の対象になり、未申告の施設や活動に対しても、直前の通告による追加的な査察（いわゆる「抜き打ち」査察）が認められている。1997 年 5 月の IAEA 特別理事会でモデル追加議定書が採択されている。2016 年 1 月現在、146 か国が署名、126 か国が批准済み。米国は 09 年 1 月 6 日になってようやく批准。

●イージス・システム

もともとは、洋上防空能力など艦船防御能力を備えた艦上戦闘システム。現在は陸上配備システム（イージス・アショア）もある。レーダーやソナーを利用して複数の目標に関する情報を同時に処理し、誘導ミサイルなどを用いてそれらを同時攻撃できる。弾道ミサイルに対する迎撃能力を備えたミサイル SM3 も組み込まれている。「イージス」はギリシャ神話の神の盾。

●ABM 条約（Anti-Ballistic Missile Treaty）

1972 年 5 月締結、同年 10 月に発効した、戦略弾道ミサイルを迎撃するミサイル・システムの開発、配備を厳しく制限した米ソ間の条約。米国は、ミサイル防衛の推進を意図して、02 年 6 月 13 日に同条約から脱退。

●SM3（Standard Missile 3）

イージス・システムに組み込まれ、短・中距

離弾道ミサイルを迎撃するミサイル。弾道ミサイルのミッドコース（中間飛行）段階において撃ち落とす。

●NPT 再検討会議

核不拡散条約（NPT）第 8 条 3 項に従って、NPT の運用状況を点検するために 5 年に一度 NPT 加盟国が開く会議。1975 年から 2015 年までの計 9 回開かれている。再検討会議は、本会議に加えて、第 1 主要委員会（核軍縮関連）、第 2 主要委員会（保障措置・非核兵器地帯関連）、第 3 主要委員会（原子力平和利用関連）に分かれる。なお、1995 年以後、再検討会議に先立つ 3 年の間、準備委員会が毎年開催されている。

●オスロ・プロセス

クラスター弾の全面禁止条約締結を目指した条約案交渉プロセス。国連や赤十字委員会、NGO「クラスター弾連合（CMC）」などの働きかけが後押しとなり、2007 年 2 月、ノルウェーなど 49 か国が「オスロ宣言」を採択して条約交渉が始まった。対人地雷禁止条約の成立プロセスをオタワ・プロセスというのと同じように、同志国家と NGO が国連システムの外でクラスター弾禁止条約を成立させたプロセスをこう呼ぶ。

●核軍縮・不拡散議員連盟（PNND）

（Parliamentarians for Nuclear Nonproliferation and Disarmament）

国際 NGO「中堅国家構想」（MPI）の提唱で 01 年に創設された、核軍縮を目指す国際的な議員集団。現在、84 か国から 800 人以上の議員が参加している（19 年 6 月アクセス）。なかでも日本、ニュージーランド、ベルギー、

カナダ、ドイツに参加議員数が多い。PNND
日本は02年7月に結成され、19年6月24日
現在、55人が参加。

●核態勢見直し（NPR）（米）

（Nuclear Posture Review）

米議会が核政策の包括的な再検討のために
作成を求める文書。米国防総省が作成するこ
れまで、94年（クリントン政権）、02年ブッ
シュ政権、作成されたのが01年末なので01
年NPRと呼ぶこともある）、10年（オバマ政
権）、そして18年（トランプ政権）の4回出
されている。

●カットオフ条約

兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）
のこと。核兵器の材料となる高濃縮ウランや
プルトニウムの生産を禁止することが目的。

●核燃料サイクル

ウラン鉱石の採掘から核燃料の製造までの
過程、原子炉で核燃料を燃焼する過程、使用
済み核燃料を再処理したり、処分したりする
過程の全過程をさす。再処理過程を含むかど
うかでサイクルの様相は大きく異なる。

●核兵器・核弾頭

核分裂、核融合といった原子核反応による
核爆発のエネルギーを、殺傷や破壊に用いる
兵器。原子爆弾（核分裂）と水素爆弾（核融合）
の2種類がある。核爆発を起こす部分を「核
弾頭」と呼ぶ。21年6月現在、世界には核弾
頭が約13,000発存在するといわれる。核弾頭
を標的へと運ぶ「運搬手段」が必要だが、多く
の場合、核弾頭とミサイルなどの運搬手段と
が一体のものとして組み立てられており、そ

の場合には全体を核兵器と呼ぶ。

なお、無差別に大量の破壊をもたらす目的
で作られた兵器を大量破壊兵器（WMD）と言
い、主に核兵器、化学兵器（毒ガスを含む）、
生物兵器（細菌兵器ともいう）をさす。

●核兵器禁止条約（TPNW）

17年7月7日、「核兵器を禁止し完全廃棄
に導く拘束力のある法的文書を交渉する国連
会議」で採択された核兵器の禁止を明記した
史上初の条約。核兵器の使用及び使用すると
の威嚇を禁止するだけでなく、核兵器の開発・
実験・生産・製造・保有・貯蔵等を禁止し、加
えて保有する核兵器の全廃を義務づけている。

●国連総会第1委員会

国連総会に付属する6つの委員会のひとつ
で、主に、軍縮・国際安全保障問題を取り扱
う。通常は、10月から4～5週間にわたって
開催される。

●消極的安全保証（NSA）

（Negative Security Assurance）

核兵器非保有国に対して核兵器保有国が核
兵器を使用しないと約束することによって、
安全の保証を提供すること。核保有5か国
（中・仏・露・英・米）は、国連安保理決議984
（95年4月11日採択）によって一方的に
NSAを宣言しているが、非保有国側は、法的
拘束力のあるNSAを求めている。非核地帯条
約のNSA議定書に核保有国が署名・批准して
いる場合には、地帯内の非核国に対してNSA
は法的拘束力を持つ。

●使用済み核燃料再処理

原子炉で燃やした後の使用済み核燃料から、

ウランやプルトニウムを分離、回収する作業のこと。使用価値のない核分裂生成物等が残されるため、これらを高レベル放射性廃棄物、低レベル放射性廃棄物に分離した上で処分・埋設する。

●集団的自衛権

自国が攻撃を受けていなくても、同盟国が攻撃された場合にその同盟国を援助し、共同で防衛する権利。国連憲章第 51 条は、国連加盟国に対して武力攻撃が行われた際、安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間、加盟国が個別的・集団的自衛権を行使する権利を認めている。日本政府は、集団的自衛権の行使は憲法上認められないとの立場をとってきたが、14 年 7 月 1 日、一定条件下で行使を容認する閣議決定を行った。

●ジュネーブ軍縮会議（あるいは単に軍縮会議）（CD）

（Conference on Disarmament）

現在 65 か国で構成される、唯一の多国間の軍縮問題交渉機関。事務局長は国連総会によって指名されるが、厳密には国連の付属組織ではない。60 年の「10 か国軍縮委員会」（東西 5 か国ずつで構成）を起源とし、CD の名前になったのは 84 年である。日本の加盟は 69 年。前身も含めると、NPT や CTBT などが CD で交渉された。全会一致の決定方式をとっている。

●新アジェンダ連合（NAC）

（New Agenda Coalition）

ブラジル・エジプト・アイルランド・メキシコ・ニュージーランド・南アフリカの 6 か国から成る核軍縮推進派の国家連合（98 年の設

立時はスウェーデン、スロベニアを含む）。98 年に「核兵器のない世界へ：新アジェンダの必要性」という設立の共同宣言を発したことから、この名で呼ばれている。

●戦略兵器削減条約（START）

（Strategic Arms Reduction Treaty）

米国とソ連（当時）が 91 年 7 月に署名。94 年 12 月に発効。01 年 12 月、米ロ両国はこれらの削減義務の履行完了を宣言。09 年 12 月 5 日に期限満了をもって失効。初めての米ソ間の戦略核兵器削減条約であった。条約において運搬手段や核弾頭の数え方を厳密に定義し、その上限を定め削減を義務づけた。また条約には広範かつ複雑な監視・検証メカニズムが規定された。11 年 2 月 5 日、新 START が発効し、21 年 1 月 26 日、米露は 5 年間の延長に合意した。

●弾道ミサイル防衛（BMD）システム

敵国などからの弾道ミサイルを迎撃するシステム。迎撃の起点（陸上、海上、空中、大気圏外）、迎撃対象の飛行段階（初期の噴射、中間、終末）、迎撃の手段（運動エネルギー、指向性エネルギー）などの組み合わせによって、様々な種類のシステムがある。

●日米安全保障協議委員会（SCC）

（Security Consultative Committee）

日米安保条約第 4 条を根拠とし、60 年に設置された。当初、日本側は外務大臣と防衛庁長官、米国側は駐日米大使と太平洋軍司令官であった。しかし、90 年に米側の構成員が国務長官と国防長官に格上げされ、日本側は後に防衛庁長官ではなく防衛大臣となった。しばしば「2 プラス 2」（ツー・プラス・ツー）

と呼ばれる。

●濃縮ウランと劣化ウラン

天然ウランにはウラン 238 が約 99.3%、ウラン 235 が約 0.7%含まれる。235 は核分裂性であり、核燃料や兵器に用いられる。235 の割合を 0.7%以上に高めたものを濃縮ウランという。235 が 20%より低いものを低濃縮ウラン (LEU)、高いものを高濃縮ウラン (HEU)、90%を超えるものを兵器級ウランと呼ぶ。軽水型発電炉の燃料は 3~5%の低濃縮ウランである。濃縮の結果、235 の含有量が天然ウランより減った残余を劣化ウランという。劣化ウランは、密度と硬度が高いウランの属性を保ちながら安価であることから「ウラン弾」に用いられる。劣化ウランの放射能は天然ウランの約 60%に減っているにすぎない。

●PAC3

(Patriot Advanced Capability 3)

改良型パトリオットミサイル。短距離弾道ミサイルを陸上から迎撃するシステムで、弾道ミサイルのターミナル (終末) 段階において撃ち落とす。PAC3 が防御できるのは、それが配備された地点の半径数 10 キロメートル程度とされる。

●非核兵器地帯 (NWFZ)

一定の地理的範囲内において核兵器が排除された状態を創り出すことを目的とした、国際法上の制度。地帯内において、核兵器の開発・実験・製造・生産・取得・所有・貯蔵・輸送・配備などが禁止される。これに加え、地帯内において核兵器による攻撃やその威嚇を行わないとの核兵器国による約束 (すなわち、消極的安全保証) を議定書の形で定めるのが

通例である。

●武器輸出三原則

佐藤栄作内閣が 1967 年 4 月に打ち出した政策。①共産圏向けの場合、②国連決議により武器輸出が禁じられている場合、③国際紛争の当事国 (あるいはそのおそれがある国) の場合、武器輸出を禁じるというもの。76 年 2 月、三木武夫内閣はこれを拡大し、上記の対象国以外に対しても武器輸出を慎むこと、武器製造関連設備も武器に準ずる取り扱いにすることとした。しかし 83 年 1 月、対米武器技術供与を例外とする後退を示した。さらに 2011 年 12 月、藤村修官房長官談話により「包括的な例外措置」を講ずるとし、例外措置の大幅拡大に踏みきった。そして 14 年 4 月 1 日、安倍晋三内閣は「防衛装備移転三原則」を閣議決定し、武器輸出三原則は、事実上撤廃された。

●包括的核実験禁止条約 (CTBT)

地上、地下、大気圏内、宇宙、水中といったあらゆる空間における核爆発実験を禁止する条約。1996 年に採択され、21 年 12 月末現在、185 か国が署名しているが、北朝鮮、インド、パキスタンは未署名。発効には核兵器を持つ能力がある 44 か国の批准が必要 (「発効要件国」という)。しかし、発効要件国のうち、上記 3 か国に米国、中国、エジプト、イラン、イスラエルの 5 か国を加えた計 8 か国がまだ批准していないことから、採択後 20 年以上経ってもまだ発効していない。

●未臨界核実験と Z マシン核実験

核分裂物質は、ある一定の限界条件が満たされると核分裂の連鎖反応を起こす。この限

界のことを「臨界」といい、臨界に達しない状態で行う核実験のことを未臨界核実験という。地下核爆発実験を行うことなく、備蓄核兵器を管理、維持するために行われてきた。

2010年以降、米国は、強力なX線発生装置Zマシンで、核爆発に近い環境の中でのプルトニウムの挙動を調べる新型核実験を行っている。

●4年ごとの国防見直し（QDR）

（Quadrennial Defense Review）

米国防総省が議会からの要求によって4年ごとに提出する国防政策見直しのための文書。国防戦略や戦力構成、戦力の近代化、インフラ、予算などについて、包括的な再検討が行われる。1997年、2001年、06年、10年、14年と作成された。